

岡崎商工会議所生命共済制度「補助金・見舞金・祝金・助成金」規約

第1条（目的）

この規約は、岡崎商工会議所生命共済制度（以下、「あおい共済」という）の一部をなす、不慮の事故による入院補助金・見舞金・祝金・助成金制度（以下、「本制度」という）の1口につき給付する給付内容ならびに給付要件、給付基準および、当該期間内に口数変更をした場合の給付口数、給付に関する手続きを定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（対象者）

本制度の対象者は「あおい共済」に加入する当商工会議所会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「加入者」という）とする。

第3条（運営費）

本制度に係る運営費は「あおい共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

第4条（責任開始日）

本制度の責任開始日は、「あおい共済」の一部をなす定期保険(団体型)（以下、「定期保険(団体型)」という）の責任開始日と同一とする。

第5条（保障期間）

本制度の保障期間は、定期保険(団体型)の保険期間と同一とする。

第6条（失効）

定期保険(団体型)が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

第7条（給付内容）

本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。

第8条（給付手続き）

1. 加入者が不慮の事故による入院補助金・見舞金・祝金・助成金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を商工会議所へ提出し請求を行うものとする。

2. 前項の請求があっても、アクサ生命保険(株)定期保険(団体型)普通保険約款（第29条第4号）に準じて、請求書が「反社会的勢力」と認められる場合は請求を受理しない。

第9条（規約の制定・改廃）

本規約の制定および改廃は、常議員会の決議により行う。

第10条（附則）

1. 本規約は、平成18年5月1日から施行する。
2. 第8条の改定規約は、平成29年4月1日から実施する。
3. 第8条（給付内容）「別表1」は、令和2年4月1日から改定する。

《別表 1》

1. 不慮の事故による入院補助金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として1日以上入院した場合、アクサ生命保険株式会社が支給する入院給付金に、以下のとおり災害入院手当金を加算します。同一事故による入院は通算30日を限度とし、加入口数1口の場合は1日につき1,500円、2口以上は1日につき一律3,000円を支給します。

2. 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として1泊2日以上継続入院したときに1口につき5,000円の入院見舞金を支払い、以後20日を超えると1口につき5,000円を加算します。同一疾病での申請は1回に限りませんが、連続180日以上治療が中断していれば、新たな疾病とみなします。

3. 病気通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として10日以上通院したときに、1口につき5,000円の通院見舞金を支払います。同一疾病での申請は1回に限りませんが、連続180日以上治療が中断していれば、新たな疾病とみなします。

4. 事故通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したときに、1口につき5,000円の通院見舞金を支払い、以後20日を超えると1口につき5,000円を加算します。

5. 結婚祝金

継続加入1年以上の加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、1口につき5,000円の結婚祝金を支払います。夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

6. 出産祝金

継続加入1年以上の加入者（もしくはその配偶者）が本制度の保障期間中に出産したとき、1口につき5,000円の出産祝金を支払います。夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦のそれぞれに出産祝金を支払います。多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

7. 入学・卒業祝金

継続加入1年以上の加入者が本制度の保障期間中に生計を一にする子（養子・継子を含む）が小学校に入学または中学校を卒業した時（特別支援学校小学部・中学部を含む）、1口につき5,000円の入学または卒業祝金を支払います。夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦のそれぞれに入学または卒業祝金を支払います。多子入学の場合は、人数分の入学または卒業祝金を支払います。

8. 還暦祝品

満60歳になられた加入者へ祝品を贈呈します。

9. 古稀祝品

満70歳になられた加入者へ祝品を贈呈します。

10. 介護助成金

継続加入6ヶ月以上の加入者が本制度の保障期間中に税法上の老人扶養親族および同居の父母が公的介護保険の要介護1以上の認定を受けたとき、1口につき5,000円の介護助成金を支払います。但し、認定を受けた方一人に対し1回限りの支払とします。

11. 健康診断助成金

本所の実施する健康診断の受診者で、健康診断受診時に既加入者であるとき、1口につき1,000円の健康診断助成金を支払います。但し、受診料以内に限りです。

12. 給付口数の確定

本制度の給付口数の確定は、下記のとおりとします。

①見舞金は、入院・通院された最初の日の加入口数で支給します。

②祝金は、給付要件の発生日（入籍の日、出生の日、入学または卒業の日）前1年間の最小口数で支給します。

③介護助成金は、介護認定日前6ヶ月間の最少口数で支給します。

④健康診断助成金は、受診日時点での口数で支給します。

13. 請求権の失効

本共済制度を当該事業所の加入者全員が脱退された場合は、この請求権も同時に失効します。

《別表2》

1. 不慮の事故による入院補助金

アクサ生命保険株式会社に提出された「保険金・給付金請求書」で完了です。

2. 病気入院見舞金

加入者が病気入院見舞金の支払い事由に該当した場合は、「見舞金給付請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

・入院の開始日及び終了日が確認できる診断書、入院証明書、領収書（加入者氏名が記載されているもの）等の原本又はその写し。

3. 病気通院見舞金

加入者が病気通院見舞金の支払い事由に該当した場合は、「見舞金給付請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- ・通院日が確認できる証明書、領収書(加入者氏名が記載されているもの)等の原本又はその写し。

4. 事故通院見舞金

加入者が不慮の事故通院見舞金の支払い事由に該当した場合は、「見舞金給付請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- ・通院日が確認できる証明書、領収書(加入者氏名が記載されているもの)等の原本又はその写し。

5. 結婚祝金・出産祝金

加入者が結婚祝金および出産祝金の支払事由に該当した場合は、「祝金給付請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

事業主の証明だけで、添付書類はいりません。

6. 入学・卒業祝金

加入者が入学・卒業祝金の支払事由に該当した場合は、「祝金給付請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- ・年齢または入学・卒業が確認できる健康保険被保険者証の写し、入学通知書等の原本又はその写し。

7. 介護助成金

加入者が介護助成金の支払事由に該当した場合は、「介護助成金給付請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次の書類を添付してください。

- ・要介護の認定内容が確認できる介護保険被保険者証等の写し。
- ・税法上の老人扶養親族の場合は、源泉徴収票等の写し。
- ・同居の父母の場合は、加入者の住所が確認できる運転免許証等の写し。

8. 健康診断助成金

加入者が健康診断助成金の支払事由に該当した場合は、「健康診断助成金給付請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次の書類を添付してください。

- ・岡崎市医師会発行の請求明細書の原本又はその写し。
- ・商工会議所は、病気入院見舞金、病気通院見舞金、事故通院見舞金の請求手続きに際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。
- ・商工会議所は、各見舞金・祝金・助成金の請求手続きに際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。